

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和4年9月16日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	4件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	4件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100496号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2200049号

第1 結論

1 請求者のA社における平成29年4月1日から平成30年7月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成29年4月から平成30年6月までの標準報酬月額については、20万円から32万円とする。

平成29年4月から平成30年6月までの訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成29年4月1日から令和元年5月1日まで

請求期間について、厚生年金保険の標準報酬月額がA社から支払われていた給与額よりも低く記録されている。請求期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間について、オンライン記録によると、保険給付に反映する標準報酬月額は20万円と記録されているところ、請求者から提出された給与明細書及び預金通帳、事業主から提出された給与所得退職所得に対する源泉徴収簿並びに金融機関から提出された預金取引明細表(以下、併せて「給与明細書等」という。)によると、資格取得時の報酬月額に基づく標準報酬月額及び標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額は32万円と認められ、事業主が給与から源泉控除していた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は20万円と認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う

標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間について、給与明細書等によると、上述のとおり、資格取得時の報酬月額に基づく標準報酬月額及び標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額（32万円）は、オンライン記録の標準報酬月額（20万円）を超えるものの、事業主が給与から源泉控除していた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（20万円）は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象には当たらないため、記録の訂正は認められない。

- 2 請求期間のうち、平成29年4月1日から平成30年7月1日までの期間について、給与明細書等によると、上述のとおり、資格取得時の報酬月額に基づく標準報酬月額及び標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていることから、平成29年4月から平成30年6月までの標準報酬月額を20万円から32万円に訂正することが必要である。

ただし、平成29年4月から平成30年6月までの訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 一方、請求期間のうち、平成30年7月1日から令和元年5月1日までの期間について、標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額は32万円と認められるところ、本件、訂正請求後の年金事務所の調査により、厚生年金保険被保険者報酬月額変更届が保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和4年8月1日に事業主から提出され、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額20万円を除く。）としてオンライン記録が32万円に訂正されていることが確認できる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200038号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2200050号

第1 結論

請求者のA社における平成18年12月8日の標準賞与額を16万8,000円に訂正することが必要である。

平成18年12月8日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年12月8日

育児休業期間中である平成18年12月8日にA社から賞与が支払われていたが、年金額に反映されない記録となっているため、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社から提出された賞与計算結果明細(2006年12月分)及び金融機関から提出された預金取引明細表(以下、併せて「賞与関連資料」という。)により、請求者は、同社から16万8,000円の標準賞与額に相当する賞与(16万8,261円)の支払を受けていたことが確認できる。

一方、請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届によると、事業主は、当該厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出(令和4年5月23日受付)しており、オンライン記録によると、当該期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当として保険給付の計算の基礎とはならない記録とされている。

しかしながら、オンライン記録によると、事業主は、平成18年*月*日から平成19年*月*日までの期間について、請求者の育児休業等に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行っていたことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2の規定により、育児休業等を開始した日の属する月から育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収を行わない旨定められていることから、同法第75条本文の規定は適用されない。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、賞与関連資料により確認

できる賞与額から 16 万 8,000 円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200041号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2200051号

第1 結論

請求者のA社における平成18年12月8日の標準賞与額を15万6,000円に訂正することが必要である。

平成18年12月8日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年12月8日

育児休業期間中である平成18年12月8日にA社から賞与が支払われていたが、年金額に反映されない記録となっているため、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された2006年12月分賞与明細書及びA社から提出された賞与計算結果明細(2006年12月分)(以下、併せて「賞与関連資料」という。)により、請求者は、同社から15万6,000円の標準賞与額に相当する賞与(15万6,717円)の支払を受けていたことが確認できる。

一方、請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届によると、事業主は、当該厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出(令和4年5月23日受付)しており、オンライン記録によると、当該期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当として保険給付の計算の基礎とはならない記録とされている。

しかしながら、オンライン記録によると、事業主は、平成18年*月*日から平成19年*月*日までの期間について、請求者の育児休業等に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行っていたことが確認できることから、厚生年金保険法第81条の2の規定により、育児休業等を開始した日の属する月から育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収を行わない旨定められていることから、同法第75条本文の規定は適用されない。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、賞与関連資料により確認

できる賞与額から 15 万 6,000 円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200051号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2200052号

第1 結論

請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成6年2月23日から平成6年3月20日に訂正し、平成6年2月の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

平成6年2月23日から同年3月20日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る平成6年2月23日から同年3月20日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成6年2月23日から同年3月20日まで

厚生年金保険の記録では、A事業所における被保険者資格喪失年月日が平成6年2月23日となっているが、同日以降も引き続き同年3月19日まで同事業所に勤務しており、提出した給料支払明細書からも厚生年金保険料が控除されているので、請求期間について、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録、請求者から提出された給料支払明細書及び預金通帳から判断すると、請求者は、請求期間についてもA事業所に継続して勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の平成6年2月の標準報酬月額については、標準報酬月額の最後の決定が行われた平成5年10月から平成6年1月までの記録及び給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事業所は既に廃業し、事業主も死亡しており、これを

確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求者の請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。